

都市計画論文[発表付](旧 発表会論文)および質疑討論 応募要綱

1. 目的

この要綱は、公益社団法人日本都市計画学会都市計画論文、質疑討論 応募規則第 8 条第 1 号に基づき、都市計画論文[発表付] (以下「発表付論文」という。) の応募にあたっての細目を定めるものとする。

2. 内容

- 1) 発表付論文：都市計画に関する計画、デザイン、分析、調査、事業等についての論文、論説、報告とする。これらは、まとまった結論を明示しており、独立性・完結性を有する未発表のものでなければならない。また、「何らかの新規かつ独自の知的な貢献」を有したものでなければならない。募集内容の種類等について応募規則第 2 条から 5 条を参照すること。
- 2) 質疑討論：都市計画論文集に掲載された論文に対する質疑討論で、誌上討論により行う。応募期限は当該論文の公表後 3 ヶ月以内 (必着) である。なお、質疑討論は和文が原則であるが、英文での応募も可とする。採用された質疑討論に関しては、論文等の著者に対して公益社団法人日本都市計画学会 (以下「本学会」という。) 学術委員会 (以下「本委員会」という。) より回答討論の執筆を依頼する。

3. 応募資格

第一著者及び発表者は、第 1 次審査応募時に本学会個人会員 (正・学生・名誉会員)、または入会手続きを行っている者とする。第二著者以降においては、非会員を共同著者とすることもできるが、掲載料が異なる。なお、第一著者となれるものは 1 編についてのみであり、他の論文の第一著者にはなれない。また、発表者となれるのも 1 編についてのみであり、1 編についての発表者は 1 名とする。但しこの条件のもとで、第一著者以外の共同著者が発表者となることは妨げない。

4. 審査方法

本委員会の中に「論文審査部会」を設け、その審査による判定により論文等の採否を決定する。論文審査の判定は 2 段階に分けて行い、第 1 次審査では、採用、条件付再審査または不採用の判定を行う。第 2 次審査では、条件付再審査について採用、不採用を決定する。質疑討論については、審査は 1 回であり採用または不採用の判定がなされる。なお、回答討論については登載上の形式に関する修正依頼を除いて、審査を行わない。

5. 応募・審査プロセス

5-1. 執筆要領集の告示

2023 年 3 月 1 日より、執筆要領集 (応募規則、応募要綱、第 1 次審査用原稿執筆要綱、最終原稿作成要綱)

を本学会ウェブページに告示する。

5-2. 第 1 次審査への応募

4 月 18 日～4 月 25 日の間に、本学会ウェブページより、第 1 次審査用原稿 PDF ファイル及び論文情報等を登録すること。また、論文投稿料を 6 月末日までに納入すること。論文頁数は最大 8 頁とする。9 頁以上となっているものは不受理となる。

5-3. 第 1 次審査結果の通知

第 1 次審査結果は、8 月上旬に著者代表者宛通知する。

5-4. 第 1 次審査での採用論文の最終投稿、および条件付再審査論文の第 2 次審査への応募と審査結果の通知

第 1 次審査の結果が、採用、条件付再審査となったものは、8 月 9 日～19 日の間に、本学会ウェブページの登録画面にて最終原稿 PDF ファイル・修正箇所を明示した原稿 PDF ファイル・修正意見への回答書を登録すること。なお、原稿に記載する著者名は、第 1 次審査投稿後の変更は認めない。論文頁数は最大 8 頁とする。9 頁以上となっているものは不採用となる。第 1 次審査で条件付再審査となった論文は、最終原稿に対して第 2 次審査を行い、その結果 (採用または不採用) は 9 月中旬に著者代表者宛、通知する。なお、第 2 次審査後の原稿の修正は認めない。

6. その他

公表：審査の結果、「採用」となった論文等は、「都市計画論文集 Vol.** No.3」に掲載する。なお、質疑討論と回答討論は原則として同時に公表する。公表後判明した著者の責任による軽微な誤植については、訂正記事の掲載はしないため、原稿作成にあたっては十分注意すること。なお、論文体裁に関わる必要な訂正については、本委員会にて判断を行う。

発表：発表付論文は、全国大会において原則口頭で発表しなければならない。発表言語は日本語とするが、英文論文の場合は英語を用いても良い。

投稿料：論文等の投稿料として 11,000 円 (税込) を徴収する。ただし、回答討論については徴収しない。

掲載料：論文の掲載料として、下記のように設定する。

全著者が会員の場合：6 頁まで 33,000 円、7 頁 44,000 円、8 頁 55,000 円 (全て税込) を徴収する。

非会員が著者に含まれる場合：上記会員掲載料に加え、非会員著者 1 名あたり、22,000 円 (税込) を徴収する。

著作権：応募規則第 10 条を参照すること。

7. 連絡・照会先

日本都市計画学会都市計画論文係 journal-ac@cpj.or.jp

8. 要綱の改正

この要綱は本委員会議決により改正することができる。(附則) この要綱は 2024 年 3 月 1 日から施行する。